



別添

労 審 発 第 6 7 5 号
平成 2 4 年 1 0 月 1 0 日

厚生労働大臣
三井 辨 雄 殿

労働政策審議会
会長 諏訪 康 雄

平成 2 4 年 9 月 1 9 日 付 け 厚 生 労 働 省 発 基 0 9 1 9 第 1 号 を も っ て 諮 問 の あ っ た 「 労 働 契 約 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 期 日 を 定 め る 政 令 案 要 綱 」、 「 労 働 契 約 法 第 十 八 条 第 一 項 の 通 算 契 約 期 間 に 関 す る 基 準 を 定 め る 省 令 案 要 綱 」 等 に つ い て は 、 本 審 議 会 は 、 下 記 の と お り 答 申 す る 。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成24年10月10日

労働政策審議会
会長 諏訪 康 雄 殿

労働条件分科会
分科会長 岩 村 正 彦

「労働契約法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」、
「労働契約法第十八条第一項の通算契約期間に関する基準を定める省令案要
綱」等について

平成24年9月19日付け厚生労働省発基0919第1号をもって労働政策
審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と考える。